

## **千葉市PTA連絡協議会表彰規定**

**第1条** 本規定はPTAの活動及び学校教育その他において、顕著な功労または善行ある者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 被表彰者は個人、団体とする。

**第3条** 表彰は、表彰状または感謝状をもって行う。

**第4条** 表彰は千葉市PTA連絡協議会定期総会において行う。但し千葉市PTA連絡協議会会長が必要と認めたときは隨時行うことができる。

**第5条** 表彰の手続きは各加入校PTA及び各区PTA連合協議会より千葉市PTA連絡協議会に推薦書を提出し、その推薦書に基づき表彰審査委員会において選考の上決定する。推薦書の様式は別に定める。

**第6条** 推薦書の提出は毎年の千葉市PTA連絡協議会定期総会の2カ月前を目安とし、別に定める。

**第7条** 表彰審査委員会は理事会の構成員及び会長が必要と認めたものをもって組織する。

**第8条** 本規定の施行について必要な事項は別に定める。

**付 則** 本規定は、平成5年6月4日より施行する。

前回の表彰規定は、昭和48年5月19日より施行。

令和3年2月3日一部改正（第5条、第6条）

## 千葉市PTA連絡協議会表彰者選考基準 内規

### <個人>

- 1 ◎ 中学校PTA会長・副会長を通算3年以上歴任  
◎ 小学校PTA会長・副会長を通算5年以上歴任  
(小学校と中学校を通算する場合は4年以上とする)
  
- 2 歴任の年数の満たない場合の特例  
イ) 新設校での尽力顕著な場合  
ロ) 災害復旧に際し、尽力顕著な場合  
ハ) その他  
※ 単Pの会長・副会長ではなくとも区P連・市P連での尽力顕著な場合等の加算。

### <団体>

- 1 過去数年間における活動が顕著であり、さらに引き続き活動の期待されるもの。
  
- 2 民主的運営、および自主的な活動がなされているもの。

### 付帯事項

- 1 過去に市PTA連絡協議会から表彰を受けた個人・団体は除外する。
- 2 市P連に関係する団体であること。
- 3 推薦者は、校長または会長とする。
- 4 必ず本人の承諾をとってから推薦する。
- 5 上記の選考基準内規に該当しない場合は選外とする。

以上の要件を満たし各学校から推薦された個人・団体は、表彰審査委員会（市P連理事会）で選考の上、決定し通知する。